

基安労発 0331 第 1 号

平成 28 年 3 月 31 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長

珪石を取り扱う事業者に対する個別指導等について

今般、国内の珪石を取り扱う事業場において、短期間の間に複数の労働者がじん肺管理区分 3 以上の決定を受けたところである。

については、貴局管内において珪石を取り扱い、特定粉じん作業を伴う事業場に対し、粉じん障害防止規則（昭和 54 年労働省令第 18 号）に規定する特定粉じん発生源にかかる措置（密閉する設備、局所排気装置、プッシュプル型換気装置、湿潤な状態保つための設備のいずれかの設置又はこれと同等の措置を講ずること）等を徹底するとともに、第 8 次粉じん障害防止総合対策を推進するよう個別の指導を充実されたい。

また、平成 28 年 3 月 14 日基発 0314 第 4 号別添 1 第 6 の 2 において示しているように、健康危機管理の観点から、じん肺の集団発生や急激に進行する事案などが認められた場合（同一事業場で 5 年以内に管理区分 3 以上の事例が 2 件以上発生した場合）には、直ちに厚生労働省労働衛生課まで報告すること。